

○財務省告示第二百二十号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の四第一項の規定に基づき、課税価格を基準とする特別緊急関税に係る発動基準価格を定める件（平成七年三月大蔵省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

本則中「同表」を「次の表」に改める。

表一〇二の項中「三、九〇二円七六銭」を「三、九四二円六〇銭」に改め、同表中一〇三の項を削り、一〇四の項を一〇三の項とし、一〇五の項を一〇四の項とする。